

消費生活センターからのお知らせ 毎年5月は「消費者月間」

消費者保護基本法が昭和43年5月に施行され、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。消費者、事業者、行政が一体となって、消費者トラブルに関する教育、啓発の事業を行っています。近年、手口が巧妙化している消費生活トラブルに巻き込まれないよう、正しい知識を身に付けましょう。



相談事例

契約していた電力会社を名乗るところから電話があり、「電気料金が安くなるプランがある。契約番号を教えてください。」と言われ、契約している電力会社を名乗っていたため、不審には思わず、契約番号を伝えた。「書類を送る。」と言い電話が切れ、何の書類が送られてくるのか分からず不安になり、契約していた電力会社に確認したところ、「契約番号を問い合わせる電話は一切していない。」と言われた。



電気契約に関する電話があったときは、事業者名を確認しましょう。また、電気契約の切り替えの意思がなければ、検針票に記載されている情報は伝えないようにしましょう。
電話勧誘や訪問販売の場合はクーリングオフ等ができる場合があるため、困ったときは消費生活センターに相談しましょう。

加東市消費生活センターでは、契約のトラブルなど消費生活に関する相談をお聞きしています。市役所1階生活環境課窓口、または電話で相談を受け付けています。困ったな、おかしいなと思ったときは一人で悩まず、加東市消費生活センターにご相談ください。

☎市民協働部生活環境課(庁舎1階)
担当:高芝優子 ☎43-0502

お困りのときは・・・

加東市消費生活センター 0795-43-0502

土曜日、日曜日、祝日を除く平日の8時30分～17時15分

広報かとうは
インターネット上でもご覧いただけます



行政情報アプリ
「マチイロ」



市ホームページ



HYOGOebooks



Instagram
情報更新中!

設計士と直接話しながらつくる家
住みやすく、
「大人カッコイイ」家づくり。

＼ 実例多数掲載中！ /
www.yoriken.com

＼ ヨリフジ建設 検索

＼ ヨリフジ建設株式会社
〒673-1415 加東市下久米1044番地
☎0120-01-8511

広告

加東市をさらに元気なまちに！ まちづくり活動を募集

地域の活性化、および市民のみなさまと行政との協働のまちづくりを推進するために、市内で取り組むまちづくり活動に補助金を交付し、活動を支援します。

■コースは4種類！（応募できるのは、いずれかの1コースのみです。）

コース	一般コース	スタート応援コース	テーマ解決コース	コロナに負けない元気なまちづくりコース
対象活動	市内で行う、市の歴史や自然、産業、文化等の啓発、伝承を促進する活動、または地域コミュニティの推進に関する活動で、地域の活性化が図られる広域的なものを対象とします。	市が定めたテーマに基づいて行う活動のうち地域の活性化につながる広域的なものを対象とします。	市が定めたテーマに基づいて行う活動のうち地域の活性化につながる広域的なものを対象とします。	新型コロナウイルス感染症による影響を受けた市民を元気づけ、地域の活性化が図られる活動を対象とします。
補助率	60%	100%（3年目は80%）	100%	100%
補助上限額	20万円		30万円	20万円

※活動は令和3年度中に完了するものとします。

※補助率は、対対象経費とし、上限額は予算の範囲内とします。

※①営利目的の活動、②政治、または宗教を普及する活動、③反社会的な活動、④国、県、市、および他の団体から補助金を受けている活動は対象外です。

※各コースには、それぞれ要件があります。詳しくは、応募前に人権協働課にお問い合わせください。

○テーマ解決コース

①人口の維持・増加または交流人口の増加・加東市の知名度アップにつながる活動

☞市外の方を対象とした市民農園体験や就農体験等

②男女共同参画や女性活躍の推進につながる活動

☞女性の起業支援など女性活躍を推進する事業等

③国際交流や多文化共生の実現につながる活動

☞在住外国人やその子どもを対象とした日本語教室等

○コロナに負けない元気なまちづくりコース

☞地域コミュニティ活動のオンライン化を進めるための講習会の開催等

応募方法 持参、郵送 応募期限 5月28日(金) 応募先 人権協働課

※必要書類は、人権協働課、市立公民館、市立図書館などにあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

対象 次の①～③を全て満たす団体

①市内に活動拠点があること、②代表者が加東市民であること、③構成員の半数以上が加東市民であること

注意事項 スタート応援コースは、設立後3年以内の団体に限ります。

活動内容は、加東市まちづくり活動認定審査会で提案内容について口頭で説明していただきます。

補助金の交付の可否は、同審査会での審査の上決定します。また、審査会の日程は、応募団体に直接お知らせします。

☎市民協働部人権協働課(庁舎1階) 担当:金井誠 ☎43-0544 〒673-1493 加東市社50

「やわらか塩味生大福♪」好評販売中!!



英国風の宮殿のような豪華なクラブハウス
ヤシロカントリークラブ
TEL: 0795-42-6000

贈答品などに最適!



赤穂塩で練り上げた塩味の生大福
塩味は、大福の味
8個入 1,512円(税込)

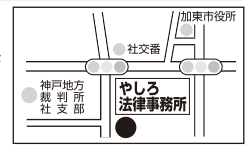
お悩みの方、まずはお気軽にご相談ください

○交通事故 ○債務整理・破産 ○相続・遺言 ○労働事件
○土地・建物 ○離婚 ○債権回収 ○会社法務 ○刑事事件
その他一般民事を幅広く取り扱っています。

相談料30分5,000円(税別) ※債務整理は初回相談無料
※法律相談は予約制です。休日・夜間相談についてはお問い合わせください。

やしろ法律事務所

弁護士 吉田圭孝 弁護士 大垣人士
〒673-1431 加東市社508-4 白池ビル1F
TEL:0795-38-8583
FAX:0795-38-8584
http://yashiro-law.jp/
営業時間 9:30~17:30 休日/土日祝日



広告